（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第二号に掲げる行為を除く。）

二　特別非上場会社が行う特定取得

三　特定取得のうち、金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けに該当する行為（当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

［項を削る。］

２　［略］

３　令第四条第二項及び令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

４　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、三とする。

５　［略］

６　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、一とする。

（特定取得の届出の特例に関する事項）

第四条の三　令第四条の三第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

２　令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　特定取得に係る会社（以下この号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

（特定取得の届出等）

第四条　令第四条第一項第二号に規定する上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式は、金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場前（上場申請から上場までの間に限る。）又は同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会への登録前（登録申請から登録までの間に限る。）に行われる募集又は売出しに係る株式とする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

２　令第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一　特別上場会社等が行う特定取得（令第四条第一項第三号に掲げる行為を除く。）

二　特別非上場会社が行う特定取得

３　［同上］

４　令第四条第二項に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総株主又は総社員の議決権の数の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（その株主又は社員の数が二人であるものに限る。）とする。

５　令第四条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、別紙様式第一による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は、当該事業所管大臣の数に三を加えた数とする。

６　［同上］

７　令第四条第十一項の規定に基づき法第二十八条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第八の二による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき通知書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［条を加える。］